

事 務 連 絡
平成30年7月27日

各都道府県消防防災担当課 }
東京消防庁担当課 } 殿

消防庁予防課・危険物保安室

危険物の取扱作業の保安に関する講習
及び工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の委託について

現在、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）及び同法第17条の10に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「設備講習」という。）については、各都道府県において、実施に関し必要な事務の委託が行われていると承知しておりますが、事務の委託の考え方について複数問い合わせを受けていることから以下のとおりお知らせいたします。なお、保安講習については、「危険物の取扱作業の保安に関する講習の委託について」（平成29年3月22日付け事務連絡）において、同内容の趣旨をお知らせしております。

保安講習及び設備講習の事務の委託内容等は、各都道府県における保安講習及び設備講習の実施状況等を踏まえ、各都道府県の判断により決定されるものであり、また、当該委託内容等を踏まえ、調達等契約事務に基づき委託料が決定されるものであると考えております。

また、保安講習及び設備講習の事務の委託料について、平成26年4月1日の消費税率引上げ後においても、合理的な理由なく据え置くなど、通常支払われる対価よりも低く定める行為は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第3条第1号（買いたたき）で禁止されているので、本趣旨もあわせて考慮すべきものと考えております。

以上を踏まえ、引き続き、必要な事務の委託及び調達等契約事務を適切に実施いただくとともに、保安講習及び設備講習について、適切に実施していただくようお願いいたします。

（連絡先）

総務省消防庁予防課
担当：阿部課長補佐、松葉事務官
総務省消防庁危険物保安室
担当：大越課長補佐、池田事務官
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534
Mail：y.matsuba@soumu.go.jp
y3.ikeda@soumu.go.jp